

様式 20 受託研究契約書（平成 23 年 4 月 1 日以降の新規契約用） 変更対比表

改正案	現行	備考
<p>受託者 <u>分任契約担当役国立大学法人群馬大学</u></p> <p>第 2 条 （5）治験期間： <u>契約締結日</u></p> <p>第 3 条 本治験に要する経費は次の各号に掲げる額とする。 （1）本治験の適正な実施に必要な経費のうち、診療と係わらない経費（以下「研究費」という。）は、<u>治験を実施した実績に基づき算出した額を、診療月の翌月以降に、甲が乙に請求するものとする。</u></p> <p>5 乙は、研究費を、<u>分任出納命令役国立大学法人群馬大学昭和地区事務部長の発行する請求書により、請求書に指定する期限（以下「納付期限」という。）までに納付するものとする。</u></p> <p>（2）乙は、支給対象外経費を、<u>分任出納命令役国立大学法人群馬大学昭和地区事務部長の発行する請求書により、納付期限までに納付するものとする。</u></p>	<p>受託者 <u>国立大学法人群馬大学分任契約担当役</u></p> <p>第 2 条 （5）治験期間： <u>研究費納入日</u></p> <p>第 3 条 本治験に要する経費は次の各号に掲げる額とする。 （1）本治験の適正な実施に必要な経費のうち、診療と係らない経費（以下「研究費」という。） <u>金 円（消費税額及び地方消費税額を含む）</u></p> <p>5 乙は、<u>第 1 項に定める研究費を以下のとおり</u>、国立大学法人群馬大学<u>分任出納命令役昭和地区事務部長の発行する請求書により、請求書に指定する期限（以下「履行期限」という。）までに納付するものとする。</u></p> <p>（2）乙は、<u>第 1 項第 2 号に定める支給対象外経費を、国立大学法人群馬大学分任出納命令役昭和地区事務部長の発行する請求書により、請求書に指定する期限までに納付するものとする。</u></p>	

<p>(3) 乙は、<u>納付期限</u>までに研究費及び支給対象外経費を納付しないときは、<u>納付期限</u>の翌日から納付の日までの日数に応じその未納額に年5.0%の割合で計算した延滞金を甲に対し納付しなければならない。</p> <p>7 <u>乙が納入した提供物品</u>については、本治験を実施することにより消耗したものを除き、本治験の終了または中止により残余があるときは、乙はこれを引取るものとする。</p> <p>第16条</p> <p>2 目標とする症例数、治験期間等の変更をする場合は、甲・乙協議のうえ変更できるものとする。</p> <p>甲（住 所）前橋市昭和町三丁目39番15号 （名 称）<u>分任契約担当役</u>国立大学法人群馬大学 （代表者）昭和地区事務部長</p>	<p>(3) 乙は、<u>履行期限</u>までに研究費及び支給対象外経費を納付しないときは、<u>履行期限</u>の翌日から納付の日までの日数に応じその未納額に年5.0%の割合で計算した延滞金を甲に対し納付しなければならない。</p> <p>7 <u>甲は、乙が納付した研究費及び支給対象外経費は、一切返還しないものとする。</u></p> <p><u>ただし、提供物品</u>については、本治験を実施することにより消耗したものを除き、本治験の終了または中止により残余があるときは、乙はこれを引取るものとする。</p> <p>第16条</p> <p>2 <u>分割納付の納付期限及び分割納付額</u>、目標とする症例数、治験期間等の変更をする場合は、甲・乙協議のうえ変更できるものとする。</p> <p>甲（住 所）前橋市昭和町三丁目39番15号 （名 称）国立大学法人群馬大学<u>分任契約担当役</u> （代表者）昭和地区事務部長</p>	
--	---	--